

定期監査結果に基づく措置状況

平成24年5月30日(報告)

監査結果	措置の内容及び状況	担当課名
<p>①公金の取り扱いフローのうち、集団検診の日計表を作成し、課長がその現金と日計表とを照合されたい。</p> <p>② 当日出納に納付できない現金については、現在課長が鍵のかかる机に保管しており、現金取扱員印については、担当者がそれぞれ保管しているが、今後は、現金取扱員印も課長の鍵のかかる机に保管し、その鍵の貸与簿を作成した上、課長補佐にスペアキーの貸与を検討されたい。</p> <p>③ 現金取扱員印を集団検診等で庁外に持ち出す際には、公印持出許可願(公印規則第7条第5項 様式3号)を作成し、課長が承認する等対応されたい。</p>	<p>①～③ 監査結果について指摘事項のとおり措置を講じた。</p>	<p>健康課</p>
<p>橋本市神野々ふれあい会館については指定管理による管理運営をしているところである。橋本市神野々ふれあい会館の管理運営に関する協定書第3条の管理物件の定めの中で、指定管理者が管理する施設および物品等の対象は、市が提示をする財産台帳及び備品台帳によるものとなっているが、当該台帳の整備がなされていない。指定管理者が管理する施設及び物品等の対象を示す為の重要なものであるため、早急に整備を図られたい。</p>	<p>監査結果について指摘事項のとおり措置を講じた。</p>	<p>人権推進室</p>
<p>歳入において、戸籍住民基本台帳手数料の「戸籍手数料」、「住民票等交付手数料」、「印鑑証明交付手数料」、「諸証明交付手数料」の調定計上が収入に対し、相当な遅れがみられる。これでは予算管理ができていないと言いがたいので、少なくとも週に一度は調定を計上するよう改善をされたい。</p>	<p>指摘後、調定計上については、処理の方法を改善し、一週間に一度処理を行っている。</p>	<p>市民課</p>
<p>① 現在、出納員印が調製されていないことから、今後、出納員印を調製されたい。</p> <p>② 現場で収納金を徴収する場合、センター補佐の現金取扱員印を持ち出し、対応していることから、現場担当者(18名)全員、現金取扱員の任命をし、現金取扱員印を調製する対応を採られたい。</p> <p>③ 現金取扱員印を現場へ持ち出す場合は、公印持出許可願(公印規則第7条第5項様式3号)を作成し、所長が承認する対応を採られたい。</p> <p>④ 現金取扱員印については、現在、鍵のかかるキャビネットに保管し、その鍵は所長が保管しているが、所長が不在の際は鍵の貸与簿を作成し、センター長補佐に預ける対応を採られたい。</p> <p>⑤ 金庫の鍵についても、責任体制の明確化を図る観点から、所長が不在の際は貸与簿を作成し、センター長補佐に貸与する対応を採られたい。</p> <p>⑥ 委託契約保証金の証券は、現況では鍵のかからないロッカーに保管されているが、金庫に格納されたい。</p> <p>⑦ 現金収納に係るつり銭等については、会計管理者から50,000円を認められているところであるが、現実の業務運用においては活用されていない。したがって、今後、つり銭等については活用を図るとともに、持ち出す場合は持出簿を作成の上、対処されたい。</p>	<p>①～⑦ 監査結果について指摘事項のとおり措置を講じた。</p>	<p>環境美化センター</p>

監 査 結 果	措置の内容及び状況	担当課名
<p>現在、出納員が印を持ち出して訪宅する場合もあるため、公印持出許可願（公印規則第7条第5項様式3号）を作成し、課長が承認する対応を採られたい。</p>	<p>指摘後、公印持ち出し許可願を作成し、課長が承認を行っている。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>① 回収した「紀望の里」浴場使用料を当日入金できない場合は、出納室の金庫へ保管されたい。</p> <p>② 現在、「紀望の里」浴場使用料の集金は、1名で行っているが、今後は極力2名体制にするよう、検討されたい。</p>	<p>① 出納室との協議により、出納室の金庫に保管することになった。</p> <p>② 指摘を受けた後は、2名体制で集金を行っている。</p>	<p>農林振興課 (エコパーク紀望の里)</p>
<p>① 公印(現金取扱員印)を持ち出す場合は、公印持出許可願（公印規則第7条第5項様式3号）を作成し、課長が承認する対応を採られたい。</p> <p>② 現金が保管されている金庫については、課長が鍵を管理している処であるが、課長出張等不在に備えて、金庫の鍵の貸与簿を作成されたい。</p>	<p>① 指摘後、公印持出許可願を作成し、課長が承認を行っている。</p> <p>② 指摘後、金庫の鍵貸与簿を作成し、管理している。</p>	<p>住宅・公園課</p>
<p>「館の使用料の減免手続き」については、現況、利用者からの減免申請書の提出はあるものの、「設置及び管理条例施行規則」第8条第1項第2号「市長が特別の理由があると認める場合」の承認手続きがされていない。従って、当該施行規則に基づく市長の承認手続きを得られたい。</p>	<p>平成24年度分から減免を申し出る各種団体は、年度当初に市長あてに使用料の免除申請をし、各センターとも、減免の承認を得た。</p>	<p>文化センター (伏原・名古屋・原田・岸上)</p>